

# 家庭ごみ有料化開始後1年の 状況について（報告）

環境衛生部ゼロごみ推進室  
減量対策課・清掃事業課・施設管理課

## 1 家庭ごみ有料化の意義

項目	答申内容	実施状況	備考
ごみの減量	家庭ごみ有料化による経済的な動機付けにより、できる限りごみとなりにくい商品を選択して購入するなど、ごみの発生抑制が期待できる。	家庭ごみ有料化前と比較し、有料化後の1年間におけるごみ排出量は23.2%の減となっている。また、ごみ焼却量は19.8%の減となっている。 (家庭ごみ有料化開始前の駆込排出の影響を考慮し、H23年7月～H24年6月とH25年7月～H26年6月の比較)	参考) ごみ排出量とリサイクル率の推移 → 資料編1ページ ごみ量の比較 → 資料編3ページ ごみ焼却量の比較 → 資料編6ページ
リサイクル推進	家庭ごみ有料化後は分別の徹底が進むことで、新聞・雑誌・段ボールなどの集団回収や拠点回収の回収量増加につながり、リサイクル率の向上が期待できる。	家庭ごみ有料化に併せ、新たに紙類のほかせん定枝や蛍光管の資源回収を実施しているほか、集団回収や拠点回収の回収量が大幅に増加し、リサイクル率がH25年度では25.5%まで向上している。	参考) 拠点回収資源物回収量の比較 → 資料編4ページ ごみ減量及びリサイクルの目標と実績 → 資料編7～9ページ

## 2 家庭ごみ有料化の制度

項目	答申内容	実施状況	備考
対象範囲	家庭ごみ有料化の対象は、再生することができない「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」とし、再生可能なビン、缶、ペットボトル、紙パック、プラスチック等については、無料とすることが望ましい。	家庭ごみ有料化の対象は、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」としており、再生可能な資源物に相当するびん、缶、ペットボトル、紙パック、プラスチック等については無料で収集・回収をしている。	燃やせないごみの一部を「有害ごみ」として無料で収集している。
料金体系	手数料体系は排出容量に単純比例する方式である「単純従量制」の採用が適当である。	手数料体系は排出容量に単純比例する方式の「単純従量制」として、手数料水準はごみ容量1リットル当たり2円とし指定ごみ袋を交付することにより徴収している。 なお、指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」にも「燃やせないごみ」にも使える兼用袋1種類とし、5区分（5ℓ、10ℓ、20ℓ、30ℓ、40ℓ）の大きさを製作している。	参考) 平成25年度有料指定ごみ袋販売状況 → 資料編13ページ
手数料水準	手数料水準としては、周辺自治体の手数料水準にも配慮し、ごみ容量1リットルあたり2円程度が望ましい。	指定ごみ袋は、その取扱を委託した市内の小売店等にて販売しており、購入した指定ごみ袋の代金の支払いを手数料の納付としている。	
徴収方式	手数料の徴収方式としては、指定ごみ袋に手数料を上乗せする「指定ごみ袋制」が望ましい。	指定ごみ袋の取扱店は、指定ごみ袋の納品数に応じた手数料を市に納付することとしている。	

項目	答申内容	実施状況	備考
収入使途	<p>家庭ごみ有料化の手数料収入から有料化運用経費を差し引いて得られる収入は、廃棄物の処理・処分に要する費用、ごみ減量とリサイクル推進につながる施策など、ごみ行政に利用すべき。</p>	<p>家庭ごみ有料化による手数料収入は、ごみの処理や資源化に要する費用、あるいはごみ減量やリサイクル推進の財源として活用している。</p>	<p>参考) 平成25年度決算ごみ処理手数料の使途 → 資料編14ページ</p>
減免措置	<p>ごみ減量のための経済的な動機付けが失われるため、原則、手数料は減免すべきではないが、努力しても減量することが難しいごみは有料化の対象としないことが望ましい。</p> <p>また、福祉施策としての減免を検討する場合には、ごみ減量への経済的な動機付けとなるように、手数料の全額減免や既存福祉サービスとの重複等は避けるべき。</p>	<p>自然災害や火災等による罹災ごみと、ボランティア清掃によるごみについては、減免を行っている。</p> <p>また、以下の世帯については、一定の負担軽減措置を講じている。</p>	

●負担軽減措置対象世帯

- ・ 2歳未満の乳幼児がいる世帯  
(20リットル袋を240枚支給)
- ・ 苫小牧市在宅寝たきり老人等紙おむつ給付事業により紙おむつの給付を受けている世帯  
(30リットル袋を毎月10枚支給)
- ・ 苫小牧市障害者等日常生活用具給付等事業により紙おむつの給付を受けている世帯  
(30リットル袋を毎月10枚支給)

### 3 市民周知

項目	答申内容	実施状況	備考
市民周知	<p>家庭ごみ有料化の導入に当たっては、経緯や背景、目的、効果、必要性などに対する市民理解を深めるとともに、排出ルールが遵守されるように市民啓発に努めるべき。</p> <p>市民周知は広報誌等による情報提供や、まちかどミーティング等を通じた説明だけではなく、町内会等を通じた住民説明会等の開催あるいは啓発用パンフレットの配布など、あらゆる手法と機会を活用すべき。</p> <p>また、排出ルールが浸透しにくい市外からの転入者や、集合住宅に対する対策を講じるべき。</p>	<p>家庭ごみ有料化や、新たに始まる紙類の資源回収などについての説明を町内会や老人クラブ各種団体に対して実施している。その際には市民が参加しやすいように曜日や時間を限定せずに「きめ細かな市民周知」を実施した。なお、これらの説明会は053大作戦ステージ3の一環として積極的に実施した。</p> <p>H24年4月からH25年6月末の有料化までの1年3ヶ月間で、説明会等を487回開催し、市民の方のべ20,832人に参加していただいた。</p>	<p>参考)</p> <p>平成24年度, 25年度 説明会開催実績 → 資料編2ページ</p>

## 4 有料化に併せて検討すべき事項

項目	答申内容	実施状況	備考
不法投棄及び不適正排出対策	<p>家庭ごみ有料化による不法投棄増加の懸念が払拭されないため、監視パトロールは強化すべき。また、不適正排出は有料化に伴い、指定ごみ袋以外での排出等も懸念されるため指導体制を強化すべき。</p> <p>また、集合住宅等における排出ルールを改善するため、管理会社への指導強化などの対策を検討すべき。</p>	<p>不法投棄対策として、市民からの通報を常時受け付ける「不法投棄110番」の開設や民間企業と協定を締結し、まちぐるみで監視する体制を構築したほか、不法投棄多発地域マップを作成し、この地域に対して夜間・休日パトロール業務の民間委託を実施した。</p> <p>不適正排出対策として折りたたみ式ステーションの導入や町内会等による「ステーションパトロール隊」を創設したほか、共同住宅のオーナーや管理会社で構成する「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を設立し、不適正排出の抑制に努めた。</p>	<p>参考)</p> <p>年度別不法投棄発生件数の推移 → 資料編10ページ</p> <p>家庭ごみ有料化等開始後の不適正排出の状況 → 資料編12ページ</p>
収集方式	<p>現在のステーション方式は経済的に効率よく収集できるが、不適正排出が後を絶たないため、排出ルールの厳格な指導が望まれる。しかし、現在のステーション方式では個人の特定に限界があると考えられる。</p>	<p>現在は、少ない世帯で利用するため排出者が特定しやすく、不適正排出の抑制に効果がある折りたたみ式ステーションの普及に努めており、戸別収集については、収集委託業者と段階的实施にむけた検討を行っている。</p>	<p>参考)</p> <p>年度別ごみステーション数の推移 → 資料編11ページ</p>
紙類の資源化	<p>燃やせるごみの約35%を占める紙類については、資源化することが望ましい。ただし資源化費用が多額とならないように配慮するとともに、集団回収活動に影響を及ぼさないように、主要古紙は対象外とすべき。</p>	<p>家庭ごみ有料化と同時に紙箱類、包装紙類レシートなどの紙類を対象にステーション収集を実施している。また、集団回収団体の活動促進の観点から、主要古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）は対象外としている。</p>	

項目	答申内容	実施状況	備考
集団回収の拡充	<p>集団回収は、市民意識の向上や地域コミュニティの形成、家庭ごみの処理費用の削減につながることから、奨励金の対象品目の拡大のほか、回収日等を周知し、市民が利用しやすい環境整備を進めるべき。</p>	<p>集団回収団体奨励金制度の対象を6品目（新聞、雑誌等、段ボール、紙パック、びん類アルミ類）とし、奨励金単価を回収量1kg当たり一律3円に増額している。</p>	<p>参考)                      集団回収資源物年度別回収量等                      → 資料編5ページ</p>
生ごみの減量化	<p>家庭ごみに占める生ごみの減量化を実践するため、水きり器等の普及拡大に努めるとともに、生ごみ堆肥化容器等の適切な利用方法等に対する十分な周知等を行うべき。</p>	<p>生ごみ減量化への取組として、堆肥化容器購入助成等の施策を継続して実施すると共に生ごみ減量啓発用パンフレットの配布や電動生ごみ処理機貸し出し制度を創設し、更なる生ごみ減量に取り組んでいる。</p>	<p>参考)                      啓発用パンフレット「生ごみ3きり運動」</p>
大型ごみ処理手数料の適正化	<p>大型ごみ処理手数料について、現行制度の重さや大きさに関係なく1点あたり500円ではなく、重さや大きさを基準とした段階的金額を設定すべきとの考えもある。なお、家庭ごみ有料化や周辺自治体の手数料水準に配慮して金額は適正に設定すべき。</p>	<p>大きさを基準とした2段階の手数料を以下のように設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●最大量の指定ごみ袋に入らず、最大の辺の長さ又は径が1m以下 → 300円/点</li> <li>●最大の辺の長さ又は径が1mを超え2m以下のもの → 600円/点</li> </ul>	<p>大型ごみとは、最大容量の指定ごみ袋に収めることができず、最大の辺の長さ又は径が、2m以下で、かつ重量が100kg未満のもの</p>
事業系ごみの減量	<p>事業系ごみは事業者自らの責任で処理することが原則であるが、循環型社会構築のために事業系ごみに含まれる資源についても積極的にリサイクルすべき。また、事業系ごみの処理手数料は、ごみ処理原価に基づき、周辺自治体の水準等も参考に適正化すべき。</p>	<p>啓発パンフレットの配布のほか、事業所向け説明会等を実施し、個人消費に伴う資源物や上質古紙を分別排出することで無料で処理できることを周知している。また、事業系ごみ処理手数料については、周辺自治体を参考にごみ処理原価の7割程度に設定した。</p>	<p>事業系ごみの手数料を20kg毎に220円から10kg毎に140円に改定した。</p>